

# 福祉環境委員会

令和元年9月11日(水)  
10時00分～時分  
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、  
湯浅健康医療対策課副参事、河上子育て支援課長

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、埜総合窓口課長、野田環境課長、  
森脇税務課長、土谷資産税課長

〔金城支所〕吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

〔旭支所〕塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

〔三隅支所〕田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長

【事務局】新開書記

---

## 議 題

- 1 議案第55号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第58号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第59号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第62号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 5 請願第4号 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について
- 6 陳情審査
  - 第110号 子育て支援センター(移転・新築)への木材利用に関する陳情について
  - 第118号 100円タクシーの認知等への効果を求める陳情について
  - 第119号 認知症について検討要望を求める陳情について
  - 第120号 家庭保育の推進を求める陳情について
  - 第121号 病児保育補助金返還の件について従業員聞き取り記録の提出を求める陳情について
- 7 執行部報告事項
  - (1)障がい児支援事業所の開設について 【地域福祉課】
  - (2)保育料無償化に伴う給食費の取扱いの変更等について 【子育て支援課】
  - (3)放課後児童クラブの民間委託について(原井小学校ふたば学級) 【子育て支援課】
  - (4)子育て支援センター建設地について 【子育て支援課】
  - (5)市街地下水道整備計画市民説明会の状況について(浜田処理区) 【下水道課】
  - (6)下水道事業への公営企業会計の適用について 【下水道課】
  - (7)その他

(次頁へ)

(配布物)

・浜田市人口状況（令和元年5月末～7月末）

【総合窓口課】

8 所管事務調査

(1) 地域包括支援センター設置の考え方について

【健康医療対策課】

(2) 水道水の水質検査等について

【工務課】

(3) 市街地下水道整備計画（浜田処理区）の経営シミュレーションについて

【下水道課】

9 政策討論会提案内容の見直しについて

10 その他

**令和元年 9 月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（福祉環境委員会）**

## 新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
  - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
  - (2) 改正のある条のみ表記
  - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
  - (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>(見出し)</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(見出し)</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

## 目 次

議案第55号	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第58号	浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第59号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議案第62号	浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について	…	36ページ

現行	改正後（案）
<p>（登録資格）</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の<b>住民基本台帳</b>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録をすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（登録申請の不受理）</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録の申請は、受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名_____若しくは通称（<b>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項</b>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名_____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、登録申請に係る印鑑が、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち、非漢字圏のもの<b>の住民票の備考欄に記録されている</b>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている場合は、当該印鑑の登録の申請を受理することができる。</p> <p>（印鑑登録の抹消）</p> <p>第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市<b>が備える住民基本台帳</b>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録をすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（登録申請の不受理）</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録の申請は、受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<b>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</b>若しくは通称（<b>令第30条の16第1項</b>_____に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<b>旧氏</b>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、登録申請に係る印鑑が、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち、非漢字圏のもの<b>の住民票の備考欄に記載がされている</b>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている場合は、当該印鑑の登録の申請を受理することができる。</p> <p>（印鑑登録の抹消）</p> <p>第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

現行	改正後（案）
<p>(6) 氏名、氏 _____  _____又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第4条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>(6) 氏名、氏 <b><u>（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）</u></b>又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第4条第1項第1号に該当することになったとき。</p> <p>(7)・(8) [略]</p>



現行	改正後（案）
<b>第16条</b> 〔略〕	<b>第18条</b> 〔略〕

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第32号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>政令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> <u>政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども</u>をいう。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p>

現行	改正後（案）
<p>(14) 〔略〕</p> <p>(15) 〔略〕</p> <p>(16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の<u>規定において</u>準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の<u>規定において</u>準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(17) 〔略〕</p> <p>(18) 〔略〕</p> <p>(19) 〔略〕</p> <p>(20) 〔略〕</p> <p>(21) 〔略〕</p> <p>(22) 〔略〕</p> <p>（一般原則）</p>	<p>(19) 〔略〕</p> <p>(20) 〔略〕</p> <p>(21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項<u>において</u>準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項<u>において</u>準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(22) 〔略〕</p> <p>(23) 〔略〕</p> <p>(24) 〔略〕</p> <p>(25) 〔略〕</p> <p>(26) 〔略〕</p> <p>(27) 〔略〕</p> <p>（一般原則）</p>
<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容</u>及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>（利用定員）</u></p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p>	<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容</u>及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p>

現行	改正後（案）
<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>（<u>利用申込みに対する</u>正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど</p>	<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>（<u>正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど</p>

現行	改正後（案）
<p>もに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子ども</u></p>	<p>もに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣</u></p>

現行	改正後（案）
<p>_____の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<b>支給認定の有効期間</b>_____及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p><b>（支給認定_____の申請に係る援助）</b></p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<b>支給認定_____</b>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<b>支給認定_____</b>の変更の認定の申請が遅くとも<b>支給認定保護者_____</b>が受けている<b>支給認定の有効期間_____</b>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<b>支給認定子ども_____</b>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<b>支給認定子ども_____</b>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<b>支給認定子ども_____</b>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければ</p>	<p><b>府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども</b>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<b>教育・保育給付認定の有効期間</b>及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p><b>（教育・保育給付認定_____の申請に係る援助）</b></p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<b>教育・保育給付認定_____</b>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<b>教育・保育給付認定_____</b>の変更の認定の申請が遅くとも<b>教育・保育給付認定保護者_____</b>が受けている<b>教育・保育給付認定の有効期間_____</b>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<b>教育・保育給付認定子ども_____</b>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<b>教育・保育給付認定子ども_____</b>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<b>教育・保育給付認定子ども_____</b>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければ</p>

現行	改正後（案）
<p>ならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（<b>特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。</b>）を提供したときは、<b>支給認定保護者</b> _____ から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（ _____ 法第27条第3項第2号に掲げる額（<b>特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。</b>）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<b>支給認定保護者</b> _____ から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<b>規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）</b>をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教</p>	<p>ならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 _____ を提供したときは、<b>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</b> から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<b>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての</b>法第27条第3項第2号に掲げる額 _____ をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<b>教育・保育給付認定保護者</b> から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<b>掲げる額</b> _____ をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教</p>

現行	改正後（案）
<p>育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<b>支給認定保護者</b>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<b>支給認定保護者</b>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><b>(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</b></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<b>教育・保育給付認定保護者</b>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<b>教育・保育給付認定保護者</b>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><b>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</b></p> <hr/> <p><b>ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれに定める金額未満であるものに対する副食の提供</b></p> <p><b>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</b></p> <p><b>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</b></p> <p><b>イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負</b></p>

現行	改正後（案）
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u> _____ に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> _____ に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u> _____ に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにす</p>	<p><u>担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれに定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u></p> <p><u>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><b>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</b></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u> に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u> に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにす</p>

現行	改正後（案）
<p>るとともに、<u>支給認定保護者</u> に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（施設型給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u> に対し、当該<u>支給認定保護者</u> に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を受けない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u> に対して交付しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u> 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u> に対し、その相談に適切に応じるととも</p>	<p>るとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（施設型給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下</u> 同様。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u> に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u> に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を受けない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u> に対して交付しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u> その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの</u> 心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u> に対し、その相談に適切に応じるととも</p>

現行	改正後（案）
<p>に、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （<u>支給認定保護者</u>に関する市への通知）</p>	<p>に、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市への通知）</p>
<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 （運営規程）</p>	<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 （運営規程）</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 〔略〕</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 〔略〕</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特</p>	<p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特</p>

現行	改正後（案）
<p>定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<b>支給認定子ども</b> _____ に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 〔略〕</p>	<p>3 〔略〕</p>
<p>（<b>支給認定子ども</b> _____ を平等に取り扱う原則）</p>	<p>（<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ を平等に取り扱う原則）</p>
<p>第24条 特定教育・保育施設においては、<b>支給認定子ども</b> _____ の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>第24条 特定教育・保育施設においては、<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>
<p>（虐待等の禁止）</p>	<p>（虐待等の禁止）</p>
<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<b>支給認定子ども</b> _____ に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<b>支給認定子ども</b> _____ の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p>	<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p>
<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<b>支給認定子ども</b> _____ に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<b>支給認定子ども</b> _____ の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>（秘密保持等）</p>	<p>（秘密保持等）</p>
<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<b>支給認定子ども</b> _____ 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<b>支給認定子ども</b> _____ 又はその家族の秘密を</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<b>教育・保育給付認定子ども</b> _____ 又はその家族の秘密を</p>

現行	改正後（案）
<p>漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<b>支給認定子ども</b>に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該<b>支給認定子どもの保護者</b>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<b>支給認定保護者</b>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（苦情解決）</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<b>支給認定子ども又は支給認定保護者</b>その他の当該<b>支給認定子どもの</b>家族（以下この条において「<b>支給認定子ども等</b>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<b>支給認定子ども等</b>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件</p>	<p>漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<b>教育・保育給付認定子ども</b>に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該<b>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</b>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<b>教育・保育給付認定保護者</b>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（苦情解決）</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<b>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者</b>その他の当該<b>教育・保育給付認定子どもの</b>家族（以下この条において「<b>教育・保育給付認定子ども等</b>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<b>教育・保育給付認定子ども等</b>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件</p>

現行	改正後（案）
<p>の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 [略] (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>5 [略] (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第32条 [略]</p>	<p>第32条 [略]</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備)</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備)</p>
<p>第34条 [略]</p>	<p>第34条 [略]</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</p>	<p>(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録</p>
<p>(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録</p>	<p>(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録</p>
<p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(4)・(5) [略]</p>

現行	改正後（案）
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育<u>を含むものとして、この章</u></p> <hr/> <p>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育<u>を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係</p>

現行	改正後（案）
<p>る利用定員の総数」<u>とする</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>る利用定員の総数」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</u></p>
<p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>次項</u>において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含む</u>ものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第</p>	<p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>以下この条</u>において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む</u>ものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第</p>

現行	改正後（案）
<p>19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、<b>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」</b>とあるのは「除く。）」</p>	<p>19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、<b>「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」</b>とする。</p>
<p>_____」とする。</p>	<p>_____」とする。</p>
<p><b>（利用定員）</b></p>	<p>[削る]</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、<b>家庭的保育事業にあつては、その</b>利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を_____1人以上5人以下、小規模保育事業A型（浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう_____。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう_____。）にあつては、<b>その利用定員の数を</b>6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。<b>附則第4条</b>において同じ。）にあつては、<b>その利用定員の数を</b>6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、<b>その利用定員の数を</b>1人とする。</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業<b>（事業所内保育事業を除く。）</b>の_____利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の<b>数は、家庭的保育事業にあつては</b>1人以上5人以下、小規模保育事業A型（浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第33号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<b>第42条第3項第1号において同じ。</b>）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<b>第42条第3項第1号において同じ。</b>）にあつては_____6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。<b>附則第3条</b>において同じ。）にあつては_____6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては_____1人とする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

現行	改正後（案）
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<b>利用者負担</b></p> <p>_____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<b>支給認定保護者</b> _____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<b>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</b> _____の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<b>支給認定子どもが</b> _____優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<b>支給認定保護者</b> _____に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であ</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<b>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</b>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<b>教育・保育給付認定保護者</b>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<b>満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）</b> _____の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<b>満3歳未満保育認定子どもが</b>優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<b>教育・保育給付認定保護者</b> _____に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であ</p>

現行	改正後（案）
<p>る場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>る場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第40条 〔略〕</p>	<p>第40条 〔略〕</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>（心身の状況等の把握）</p>	<p>（心身の状況等の把握）</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p>	<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下<u>この項から第5項まで</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その</p>

現行	改正後（案）
<p>他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう_____。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<b>支給認定子ども</b>_____（事業所内保育事業を利用する<b>支給認定子ども</b>_____にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<b>支給認定子ども</b>_____に係る<b>支給認定保護者</b>_____の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。<b>以下この条において同じ。</b>）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<b>満3歳未満保育認定子ども</b>_____（事業所内保育事業を利用する<b>満3歳未満保育認定子ども</b>_____にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<b>満3歳未満保育認定子ども</b>_____に係る<b>教育・保育給付認定保護者</b>_____の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><b>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</b></p> <p><b>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</b></p> <p><b>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</b></p> <p><b>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければな</b></p>

現行	改正後（案）
〔新設〕	<u>らない。</u>
〔新設〕	<u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
〔新設〕	<u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u>
〔新設〕	<u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>
〔新設〕	<u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>
〔新設〕	<u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u>
〔新設〕	<u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u>
2 居宅訪問型保育事業を行う者は、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保	6 居宅訪問型保育事業を行う者は、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保

現行	改正後（案）
<p>育を行う場合にあつては、<b>前項</b>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p><b>3 事業所内保育事業を行う者であつて、</b>第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの _____ については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>[新設]</p> <p><b>4</b> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<b>支給認定子ども</b> _____ について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<b>支給認定子ども</b> _____ に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（<b>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。</b>）を提供したときは、<b>支給認定保護者</b> _____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第</p>	<p>育を行う場合にあつては、<b>第1項</b>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p><b>7 事業所内保育事業（</b> _____ 第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの <b>に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者</b>については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><b>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</b>については、<b>第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</b></p> <p><b>9</b> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<b>満3歳未満保育認定子ども</b> _____ について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<b>満3歳未満保育認定子ども</b> _____ に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 _____ を提供したときは、<b>教育・保育給付認定保護者</b> _____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第</p>

現行	改正後（案）
<p>29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<b>支給認定保護者</b> から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（<u>その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額</u>）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額</u>）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額</u>）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<b>支給認定保護者</b> から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地</p>	<p>29条第3項第2号に掲げる額 _____ _____ _____をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<b>教育・保育給付認定保護者</b> から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<b>教育・保育給付認定保護者</b> から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地</p>

現行	改正後（案）
<p>域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<b>支給認定保護者</b>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<b>支給認定保護者</b>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<b>支給認定保護者</b>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<b>支給認定保護者</b>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<b>支給認定保護者</b>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <b>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</b>費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 〔略〕</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<b>教育・保育給付認定保護者</b>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<b>教育・保育給付認定保護者</b>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<b>教育・保育給付認定保護者</b>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<b>教育・保育給付認定保護者</b>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<b>教育・保育給付認定保護者</b>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <b>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</b>費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 〔略〕</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>

現行	改正後（案）
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<b>支給認定子ども</b> _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<b>支給認定子ども</b> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 [略] (記録の整備)</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<b>満3歳未満保育認定子ども</b> _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<b>満3歳未満保育認定子ども</b> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 [略] (記録の整備)</p>
<p>第49条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<b>支給認定子ども</b> _____ に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第12条<b>に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項</b>の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条<b>に規定する</b> _____ 市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) [略] (準用)</p>	<p>第49条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<b>満3歳未満保育認定子ども</b> _____ に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第12条<b>の規定による特定地域型保育</b> _____ の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条<b>の規定による</b> _____ 市への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) [略] (準用)</p>
<p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<b>特定地域型保育事業</b> _____ について準用する。<b>この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28</b></p>	<p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<b>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</b> _____ について準用する。<b>この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもに</b></p>

現行	改正後（案）
<p><u>条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>ついて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> に対し特別利用地域型保育を提供する場合は、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの</u> 数及び特定地域型保育事業所を現に利用している <u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては <u>当該特定利用地域型保育</u> の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えな</p>	<p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u> に対し特別利用地域型保育を提供する場合は、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子どもの</u> 数及び特定地域型保育事業所を現に利用している <u>満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該特定利用地域型保育</u> の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u> を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えな</p>



現行	改正後（案）
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合は、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては<u>当該特別利用地域型保育</u>の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を<u>含む</u>ものと</p>	<p><u>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合は、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該特別利用地域型保育</u>の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む</u>ものと</p>

現行	改正後（案）
<p>して、この章の規定を適用する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>して、この章の規定を適用する。<u>この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>（特定保育所に関する特例）</p> <p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。」</u></p> <p>_____」と、同条第2項中「<u>（法第27条第3項第1号に規定する額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは</u></p>	<p>附 則</p> <p>（特定保育所に関する特例）</p> <p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）</u></p> <p>_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の</p>

現行	改正後（案）
<p>「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>（施設型給付費等に関する経過措置）</u></p> <p><b>第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により市が定める額」とあるのは「同項第2号ロ（1）の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロの規定により市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特</b></p>	<p>支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>

現行	改正後（案）
<p>別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（2）の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。</p> <p><b>2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（2）の規定により市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</b></p> <p>（利用定員に関する経過措置）</p> <p><b>第4条</b> 〔略〕</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p><b>第5条</b> 特定地域型保育事業者 _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<b>5年</b>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>〔削る〕</p> <p>（利用定員に関する経過措置）</p> <p><b>第3条</b> 〔略〕</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p><b>第4条</b> 特定地域型保育事業者（<b>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</b>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<b>10年</b>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>



現行	改正後（案）
<p>○浜田市水道給水条例 平成29年12月22日条例第40号 （工事の施行）</p> <p>第7条 第5条第1項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の<u>規定により指定</u>をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事のしゅん工後に管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。</p> <p>（手数料）</p> <p>第33条 手数料は、次に掲げる区分により、申込みをする者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>（1） <u>第7条第1項</u>の指定をするとき 1件につき10,000円</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（2）</u> 第7条第2項の設計審査をするとき 1給水装置につき1,000円</p> <p><u>（3）</u> 第7条第2項の検査をするとき 1給水装置につき2,000円</p> <p><u>（4）</u> 管理者が給水装置工事の設計をするとき 実費相当額</p>	<p>○浜田市水道給水条例 平成29年12月22日条例第40号 （工事の施行）</p> <p>第7条 第5条第1項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の<u>指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）</u>をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事のしゅん工後に管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。</p> <p>（手数料）</p> <p>第33条 手数料は、次に掲げる区分により、申込みをする者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>（1） <u>法第16条の2第1項</u>の指定をするとき 1件につき10,000円</p> <p><u>（2）法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき 1件につき5,000円</u></p> <p><u>（3）</u> 第7条第2項の設計審査をするとき 1給水装置につき1,000円</p> <p><u>（4）</u> 第7条第2項の検査をするとき 1給水装置につき2,000円</p> <p><u>（5）</u> 管理者が給水装置工事の設計をするとき 実費相当額</p>

現行	改正後（案）
<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<b>第5条</b>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p>	<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<b>第6条</b>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>

## 請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
4	(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について	浜田市弥栄町野坂 488 番地 弥栄の自然と環境をまもる会 代表 小笠原 詞子	串崎 利行	H31. 3. 25
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審査経過 (本会議)	結果 年月日
	福祉環境委員会			
<p>1 請願の趣旨</p> <p>平成 31 年 1 月に、株式会社グリーンパワーインベストメントより環境影響評価方法書の説明会がありました。この建設計画に対し生態系、健康被害、災害等に甚大なリスクや不安があるため、私たちは、「弥栄の自然と環境をまもる会」を設立しました。地球温暖化防止のためにも自然エネルギーの必要性はあると認識しています。</p> <p>「信号もない、コンビニもない、あるのは緑だけ」と弥栄町のキャッチフレーズにあります。これは、住民の誇りであり、長年生活の一部として環境を保全してきた賜物です。弥栄町はすでに 4 か所の水力発電の協力と現在稼働している風力発電とで自然エネルギーには十分貢献している地域です。今回の建設計画にあたり、風力発電機が建設されているからこそ「もういない」との声が多く聞かれました。これ以上風力発電機の建設が行われれば弥栄町のランドデザインにまで影響しかねません。</p> <p>風力発電機を建設する土地は個人または団体の所持するものですが、景観、自然、健康は住民全員のもの、或いは守りたいという心のものであり、誰からも奪ってはならないものだと思います。</p> <p>浜田市長の意見が間もなく島根県へ出されるとお聞きしました。先人から受け継いできた環境を守るためにも住民の声を聴いて下さい。</p> <p>なお、請願の内容（請願に至った背景）を別紙に添付しています。</p>				

## 2 請願に至った背景

### 1. 住民が住めなくなることを懸念

現在稼働中の風力発電機が建設後、建設を理由に弥栄町を出た住民が2名いました。(横谷集落) このことはとても重要なことで、風力発電機の建設が住み続ける環境を奪ったといえます。風力発電機が一度建設されれば、被害を受けるのは住民や動植物で、生活の場を失われその場を離れざるを得ません。今回計画されている風力発電機は、現在稼働しているものよりも大きく、建設が実現されれば再び出ていく住民が増えるのではないかと懸念しています。実際「今回建設されたら弥栄町を出ることも考える」という住民の意見を聞いています。小さな町ですが、豊かな緑の中で生きることを選び、弥栄の価値をわかっている人が生活しています。

地方自治体の存在意義は「そこに住む人々の生活を支えること」とされています。

浜田市は、住民に寄り添い安心した生活を送らせるための自治体であってほしいと思います。風力発電機のため住めない弥栄町を私たちは望んでおりませんし、1名たりとも住まいを変えさせることは絶対にあってはならないことです。このことについてどのように考えられるか意見を求めます。

また、この重要な懸念を浜田市も同様に思われるのであれば、事業者に対し設置場所の見直し、中止を強く要望します。

### 2. 景観に対する影響

弥栄町には、展望地、景観資源でもある十国峠から眺めることができる農山村や希少なブナの原生林を有する弥畝山や漁山などの、町の背景となる山並みの景観があります。町内の小中学校の校歌には「弥畝の空が朝を呼ぶ」「弥畝漁り(漁山を指す)を父母と」が人々の心に残る郷土の風景として歌われています。

弥栄町(弥栄自治区)は浜田市景観計画に「弥畝漁りの自然と美しき清流が織りなす農山村の景観まちづくり」を定め、ふるさと島根の景観づくり条例第5条を遵守し、地域固有の景観を守り、育て、活かしていく事に努めています。また、浜田市環境基本計画の弥栄自治区の現状を「弥畝山にはブナの原生林や三隅川と周布川の源流である湿地帯があり、今も尚、昔のまま大切に保全されています。(省略)都市においては貴重な存在となった自然、田園環境の価値を見直し、さらにその価値を高めていくことは今後の弥栄自治区の存在価値を高めていくことにつながります。」としています。

2016年に株式会社グリーンパワーインベストメントが建設された風力発電機により、山々の景観が建設により一変し、十国峠から県道34号浜田美都線を下る方向、県道54号弥栄一旭インター線から見える弥畝山には無機質な物体が立ち、ふるさと体験村からは、緑の木々の中から巨大な白い柱がそそり立ち、そこでは自然の美しさはどこにも感じられないものになっています。

この度、株式会社グリーンパワーインベストメントが計画される「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業の風力発電設備」は、高さ90m、羽根の直径は110mと現在稼働している風力発電機より大きく、今回新設することにより、弥畝山を含む西中国山地の美しい山並みのスカイラインを阻害することが懸念されます。

平成 30 年 10 月 1 日付けで経済産業省が出されました株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見の 2(5)に「西中国山地国定公園の第 1 種・第 2 種・第 3 種特別地域に指定され主要な眺望点及び景観資源となっている大佐山等が位置しており、更には優れた自然の風景地として大佐山の山稜線一帯が存在している。また同区域周辺には国定公園の利用計画に位置づけられているブナーミズナラ群落の優れた自然環境を採勝する阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)及び大佐山スキー場に加え、八幡湿原並びに弥畝山が存在しており、本事業の実施によりこれらの眺望点及び眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、国定公園における主要な展望地からの眺望景観を著しく妨げ、又は、山稜線を分断する等景観資源に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。国定公園区域内、八幡湿原及び弥畝山等の主要な展望点からの眺望景観への影響を回避又は極力低減すること(一部省略)」と指摘をされています。

また、2(6)では「事業実施想定区域及びその近隣には、大佐山、阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)、弥畝山及び八幡湿原が存在しており、本事業に伴う直接改変のほか、騒音、風車の影、景観変化等により主要な人と自然の触れ合いの活動の場に対する重大な影響が懸念される。このため事業計画の検討に当っては、大佐山、阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)、弥畝山及び八幡湿原の利用状況に関する調査及び予測を行い、本事業の実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)を除く大佐山及び弥畝山一帯については影響を回避又は極力低減すること」と内容としては強い意見となっていますが、配慮書に対する大臣意見が方法書の対応方針では反映されていません。

浜田市は、事業者が浜田市景観条例第 5 条をもって、浜田市景観計画第 3 章地域別まちづくりの基本計画を遵守させ、浜田市景観ガイドラインの景観形成基準と合わせ、景観が損なうことのないよう同条例第 11 条第 2 項をもって、弥栄町(弥栄自治区)景観町づくりの目標達成への協力をさせるよう指導して下さい。

また、経済産業省が指摘する影響が回避できない場合は、建設の許可を出さないで下さい。

### 3. 健康被害のリスクを最大限減らすこと

国内外の資料を見ますと、風力発電機の建設後から健康被害の報告が多くみられ、騒音、低周波の影響が否定できないと思われまます。現在稼働中の風力発電機の出力は、1670kW で、今回計画される風力発電機の出力は 3400kW と規模が大きく、規模が大きくなれば騒音も大きくなるという結果を国も出しています。弥栄町も現在稼働中の風力発電機からの騒音、影、昼夜風力発電機からの光に悩まされている住民もいます。弥畝山周辺に暮らしている住民数は少ないとはいえ、弥栄町にとって 1 人たりとも健康被害者、不快感(QOL の低下)を感じる者を出すわけにはいきません。

現在稼働中の風力発電機建設後、住民の聞き取り等もない状態で、今回計画されようとしています。計画では、風力発電機から民家までの距離は 1.7 km と 2.3 km と距離が短いこと、現在、稼働中の風力発電機から直線距離で約 5 km 付近の住民でさえ音が聞こえるとの訴えがあることから健康被害が懸念されます。

事業者は、平成31年1月16日の説明会の時、環境省からの実測調査結果から風車騒音は「聞こえない音」（低周波音）の問題ではなく「やかましき、わずらわしき」の原因となる「聞こえる音」（可聴音）をいかに低減するかが重要。風車騒音を低減するためには、配置にあたって、住居等からできる限り離すことが重要と書かれたものの説明をしました。

しかし、環境省は2013年度、風力発電の騒音などが近隣住民の生活に与える影響を抑える施策をまとめるために検討会を設置し、2012年度に同省依頼の中電技術コンサルタントがまとめた提案として、風力発電施設の騒音を対象とする目標値を新たに提示され、その内容は、「山間部の村落のような静かな地域で発電設備の周辺に建つ民家の敷地（屋外）に及ぶ騒音が環境騒音の一般的な評価手法である「A特性音圧レベル」で終日、35DB（デシベル）以下であることが望ましい」と報告書を出しました。

平成30年10月1日に経済産業省から、株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見2(1)に、「事業想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び共用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全には十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住民への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること」と書かれています。また、経済産業省は意見書の最後に総論、各論の意見に対し事業者に「検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること」と書かれています。意見に対する検討過程は示されていません。

前述の経済産業省の意見にある予測の調査や評価だけではなく、現在稼働している施設から出る騒音を民家敷地内で年間、365日計測し、計画に反映するよう事業者に指導して下さい。

また、低周波マニュアルでは、はかりきれないところがあり不安なので、納得するために、健康被害がないというのであればその根拠を示すよう事業者に指導して下さい。

仮に、風力発電機を運転する場合には、弥栄町民全世帯を対象とした健康被害の有無、QOLに関する調査を実施して下さい。また、1人でも健康被害が発生した場合、弥栄の自然と環境をまもる会と協議し運転の規制または停止ができるよう、事業者と協定を結ぶように指導して下さい。

#### 4. 自然環境への配慮

弥栄町は人口が少ない中、自然に囲まれた生活が日常です。中学生や町民からのアンケートで、弥栄が好きな理由を尋ねると「自然が好き」「静かな自然環境が好き」と大半が答えます。「何もない、あるのは緑だけ」がむしろ弥栄町の良い所で、その緑の中に生息する動植物の保護は、住民が自然を改変しないからこそ守れたものです。

住民からは、現在稼働中の風力発電機が建設されてから、ツキノワグマが人里で見られることが多くなり、ツバメとネズミが少なくなった、河川へ土砂の流入が多くなりイシドジョウが見られなくなったという意見も出ています。そのように、現在稼働している風力発電機による動植物への影響は評価されないまま、今回の建設計画に至っています。

日本野鳥の会島根支部からの情報では、計画地一帯は環境省のレッドデータブック（以下「環境省 RDB」という）で絶滅危惧 IB に選定されているクマタカが5つがいの生息地にしていること、貴重な生息地の北側尾根には稼働中の風力発電機 29 基があり、その南側の尾根に計画中の風力発電機 17 基が建設されると、クマタカの行動圏を囲い込むことになり生息が困難になる可能性があること、環境省 RDB で絶滅危惧 IB に選定されているイヌワシも確認されていること、島根県レッドデータブック（以下「島根県 RDB」という）で準絶滅危惧種に選定されているオシドリの繁殖が確認されていること、環境省 RDB で絶滅危惧 IB のヤイロチョウ、絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、準絶滅危惧のハチクマとオオタカ、島根県 RDB で絶滅危惧Ⅱ類のヤマセミの繁殖も確認されているようです。

また、ジラガホオジロは国内における越冬地が他に1か所しかないため、風力建設による環境改変は国際的な鳥類相の保全に影響を与えるようです。

生物多様性基本法の基本原則の第3条3項に「一度損なわれた生物の多様性を再生することは困難であることをかんがみ、科学的知見の事実努めつつ生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組み方法により対応することを旨として行わなければならない。」とされています。

島根県も島根県希少野生生物の保護に関する条例や第2期島根県環境基本計画において1-2-1. 野生動植物の保護と管理では、より具体的に対策が提起されていることから、島根県が生物に対し保護の意識が強いことがうかがえます。

風力発電機建設にあたり、動植物が全く被害を受けずにすむためには建設を中止することではないかと思えます。事業者には日本野鳥の会や認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会等の団体、地元住民の意見を聞き、生物多様性を保全するための予防的な取組み方法を明確に提示するよう指導して下さい。以上の事項が、上記団体、地域住民に理解されない場合は風力発電機建設事業の中止を強く要望します。

## 5. 災害、事故時の対策まで考えられているのか不安

近年の集中豪雨、ゲリラ豪雨等の想定外の気象状況の中、森林に囲まれて生活をしている弥栄町も災害リスクの高い地域と認識しています。森林の伐採、作業道路の建設により、保水力の低下による土砂災害の可能性があり、2017年7月5日の豪雨では弥栄町内は基より、波佐地区においても膨大な土砂災害に見舞われました。林道弥畝線、波佐地区では、沢が崩れた近くに風車が立っているように見受けられます。

現在稼働中の風力発電機の設置と沢崩れの関係調査を事業者を実施させて下さい。その結果は以下の項目を要約せず、全文公開することを事業者に対し意見して下さい。

### 1) 調査者、有識者の氏名、所属名、調査遂行の資格、内容（全文）

今回の計画区域には浜田市金城町から益田市津和野町にかけて長さ53kmの弥栄断層（活断層）があり、平成31年1月16日と21日に開催された事業者からの説明会でも活断層に対する災害対策の説明はありませんでした。今回、現在稼働中の風力発電機より大型の風力発電機が計画されており、その影響は大きいと予想されます。

弥栄断層と計画している風力発電機の位置を明確にすること、断層付近に計画した理由を明確にするよう事業者へ指導して下さい。

風力発電機建設後の自然災害による被害についても、土砂崩れ、風雨、地震、落雷等の項目ごとに、事前に想定した計画書と復旧計画を作成すること、搬入路の開削等により起因した災害への対応についても計画を示すよう指導して下さい。

全国各地で風車の事故、設備の放置などが生じています。仮に事故や人為的災害、事業者の倒産があった場合の危機管理体制、保障体制等の具体的な書類と対応を事業者から提出させて下さい。

## 6. 環境調査や内容、結果に対し公平性・透明性があるか不安

有機農産物認定業務はISO17065に基づき透明性、公平性を担保に認定機関の業務規定が定められています。それにより認定の過程がトレースでき消費者の信頼が確保できます。

風力発電機の建設はあらゆる分野に多大な影響を与えるものです。その多大な影響に対し、地域住民も建設計画のプロセスを知る権利があります。

現在稼働している風力発電機建設時、事業者は環境影響調査を行っています。

今回計画される環境影響調査と合わせて以下の項目を要約せず、全文を公開することを事業者に対し指導して下さい。

### 1) 環境影響評価方法の中の、有識者の氏名、所属名、調査遂行の資格、内容（全文）

## 障がい児支援事業所の開設について

次のとおり障がい児支援事業所が開設されます。

この施設は、浜田市で初の個別対応による障がい児の支援を行う事業所となります。

### 1 事業実施場所について

浜田市総合福祉センター リハビリ室

※障がい児療育等施設改修事業により改修を実施

当初予算額：1,010,000 円

契約金額：885,600 円

工期：令和元年 8 月 24 日（土）～令和元年 9 月 20 日（金）

### 2 事業運営主体について

社会福祉法人 島根整肢学園（江津市渡津町 1296）

※医療型障がい児入所施設等を運営

### 3 事業開始日について

令和元年 10 月 1 日（火）

### 4 事業内容について

#### (1) 外来療育事業

言語聴覚士や作業療法士による専門的な相談や療育指導を実施

#### (2) 児童発達支援・放課後等デイサービス

医師が個別療育を必要と認めた場合に、専門スタッフによる発達課題に合わせた個別プログラムを実施

#### (3) 施設指導事業

保育所等の職員に対し、専門的な技術指導を実施

## 保育料無償化に伴う給食費の取扱いの変更等について

国において、子ども子育て支援法の改正法が成立し、令和元年 10 月 1 日から保育料の無償化（幼児教育の無償化）が行われます。

浜田市においても、国と同様の基準で保育料の無償化を行いますが、これに伴い給食費の取扱い等の変更点がありますので報告します。

### 1 認可保育所、認定こども園、幼稚園の無償化対象者について

次の児童に対する保育料は、無料となります（手続きは不要です。）。

- (1) 認可保育所又は認定こども園保育園部を利用する児童
  - ア 3 歳以上（年少クラス以上）児
  - イ 住民税非課税世帯の 3 歳未満児
- (2) 幼稚園又は認定こども園幼児園部を利用する児童  
全ての児童

### 2 無償化の対象とならない費用について

給食費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費、PTA 会費、延長保育料などは無償化の対象となりません。

### 3 給食費の取扱いについて

- (1) 保育所又は認定こども園保育園部を利用する 3 歳以上児  
これまでは、副食費（給食費のうちおかず・おやつ代）が保育料に含まれていましたが、今後は主食費と副食費を併せて施設が徴収します。
- (2) 保育所又は認定こども園保育園部を利用する 3 歳未満児  
給食費は、これまでどおり保育料に含まれますので、施設が別途主食費や副食費を徴収することはありません。
- (3) 私立幼稚園又は認定こども園幼児園部を利用する児童  
これまでどおり主食費と副食費を併せて施設が徴収します。

【参考】 国が示している給食費の目安は月額 7,500 円（主食費 3,000 円、副食費 4,500 円）となっています。給食費は、国基準の質を確保することを前提に各施設で設定します。

【裏面へ】

## 4 副食費の免除・補助について

### (1) 副食費の免除

次の児童に対する副食費は、免除（無料）となります。免除相当額は、市から施設へ支払う運営費により措置されます。

ア 推定年収 360 万円未満相当の世帯の児童

イ 国基準による第 3 子以降の児童

※別紙資料参照

### (2) 副食費の補助

浜田市では、国が示している副食費の目安額（4,500 円）が旧保育料を上回る児童に対し、補助を行います（令和元年度に限る。）。

補助額：副食費の目安額－旧保育料の額

## 5 認可外保育施設その他保育サービスの無償化について

### (1) 無償化対象サービス

「認可外保育施設（おおぞら保育所）」

「預かり保育事業」

「ファミリーサポートセンター事業」

「休日保育事業（子育て支援センター実施）」

「病後児保育事業」

※ これらのサービスに係る給食費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費、PTA会費などは無償化の対象となりません。

### (2) 無償化対象者

3 歳以上（年少クラス以上）児と非課税世帯の 3 歳未満児のうち、父母の就労などを理由に保育の必要性の認定を受けた児童。ただし、認可保育所又は認定こども園保育園部を利用する児童を除く。

### (3) 無償化手続き

事前に市へ申請していただく必要があります。サービスを利用の際には、一旦利用料を支払っていただき、その後市に請求いただくことで、支払っていただいた利用料をお返しします。

### (4) 無償化の上限額

3 歳以上（年少クラス以上）児 月額 37,000 円（11,300 円）

住民税非課税世帯の 3 歳未満児 月額 42,000 円（16,300 円）

※ （ ）内の額は、幼稚園又は認定こども園幼児園部との併用の場合

# 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）

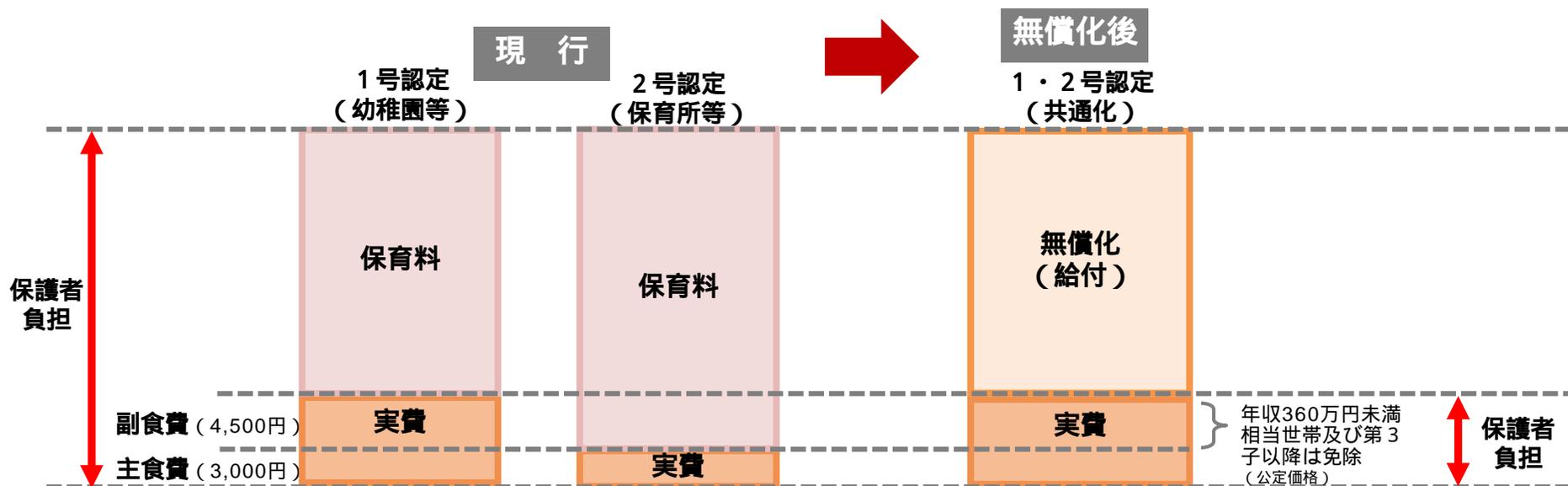
○ 生活保護世帯やひとり親世帯等（ ）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。

生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降

○ さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。

詳細は4ページ。

3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



# 副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第 階層、2号：第 階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

## ・1号認定子ども（幼稚園等）

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

## ・2号認定子ども（保育所等[3~5歳児クラス]）

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

## 放課後児童クラブの民間委託について（原井小学校ふたば学級）

### 1 ふたば学級の現状について（各年度5月1日現在）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
原井小学校児童数(a)	198人	213人	213人	214人	206人
入会児童数(b)	50人	63人	66人	71人	73人
入所率(b/a)	25.3%	29.6%	31.0%	33.2%	35.4%

### 2 ふたば学級の移転の経緯

ふたば学級の入会児童数は、児童クラブの入会の対象児童が小学校6年生までに拡大されたことや共働き世帯の増加に伴い、上昇を続けています。近年は、ふたば学級の定員の50人を大きく上回る状態が続いており、数年はこの状況が続くと想定されます。

市では、原井小学校内の他の場所での実施を検討しましたが、原井小学校の構造上、現在の場所以外でのふたば学級の実施は困難であると判断しました。

このため、原井小学校外でのふたば学級の実施を検討してまいりました。その中で、より良い環境の中で児童にふたば学級を利用してもらうためには民間施設の活用と運営の民間委託が最善の方法であると判断し、事業者の募集を行うこととしたものです。

### 3 委託先の決定方法

公募の上、参加表明をした事業者からプレゼンテーションを受け、委託先の事業者を決定します。

### 4 移転後の想定施設

移転後の想定施設は、次のとおりです。

- (1) 原井小学校区内にあって、できるだけ小学校からの距離が近い施設
- (2) 児童が小学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できる施設
- (3) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる施設
- (4) 運用上の工夫等も含め、障がい児の受入れに対応できる施設
- (5) 想定床面積 130㎡程度

### 5 スケジュール（案）

令和元年9月中旬～10月上旬	事業者の公募
令和元年11月	委託先事業者決定
令和元年11月～令和2年9月	委託先による移転後の施設の整備
令和2年10月	新施設での受入れ開始

## 子育て支援センター建設地について

本施設は、子育て支援の拠点施設として、市内全域の子育て世代が利用する場となります。このため、これまでの様々なご意見も参考に総合的に判断し、建設地を次のとおり決定しました。

なお、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の提供を目指し、正式名称を「子育て世代包括支援センター」とし、通称を「子育て支援センターすくすく」とする予定です。

### 1 建設地

**浜田市野原町 859 番 1**

**(浜田市総合福祉センター横 市有地)**



### 2 選定理由

#### **(1) アクセスの容易さ**

未就学児の保護者へのアンケートの結果、現在の施設を半数近くが利用したことがなく、その理由として、約 30%の人が現在の場所では行きづらいことをあげています。

福祉センター横は、周りにランドマークとなる建物が複数あり、道路も広く整備されているため、初めての親子連れにもわかりやすい場所であると考えます。また、国道 9 号浜田道路(バイパス)の利用により、市の周辺部から市街地を通らずに来所することが可能となる等、市の全域からのアクセスにも優れています。

#### **(2) 近隣公共施設との連携**

世界こども美術館や総合福祉センター、島根県立大学と連携し、新たな事業展開が図れます。

#### **(3) 自然災害への対応**

不特定多数の親子が日常的に利用する施設としては、自然災害をできる限り回避できる場所に建設すべきと考えます。

高台に建設することにより、災害時の親子の避難場所としての新たな役割も担うことが可能となります。

#### **(4) 豊かな自然環境**

「海に見える文化公園」や「世界こども美術館の中庭」等もあり、広々としたロケーションの中で、安全でゆったりとした時間を過ごすことができます。

## 市街地下水道整備計画市民説明会の状況について（浜田処理区）

市街地下水道整備計画について、令和元年 8 月 20 日から行っている市民説明会の開催状況について中間報告をします。

### 1. 公民館等説明会

	日 時	会 場	参加人数
第 1 回	8 月 20 日（火） 19：00 から	中央図書館（黒川町）	15 名
第 2 回	8 月 24 日（土） 19：00 から	石見公民館（黒川町）	15 名
第 3 回	8 月 26 日（月） 19：00 から	ラ・ペアーレ浜田（浅井町）	12 名
第 4 回	8 月 27 日（火） 19：00 から	石見公民館（黒川町）	12 名
第 5 回	8 月 29 日（木） 18：30 から	琵琶町集会所（琵琶町）	13 名
第 6 回	8 月 31 日（土） 19：00 から	浜田公民館（殿町）	6 名
第 7 回	9 月 2 日（月） 19：00 から	浜田公民館（殿町）	9 名
第 8 回	9 月 3 日（火） 19：00 から	健康増進センターすまいる（松原町）	15 名

### 2. 個別町内説明会

	日 時	会 場	参加人数
第 1 回	8 月 22 日（木） 19：00 から	龍泉寺（田町）	3 名

### 3. 市民からの意見

- ・負担金の金額は
- ・接続しないといけないのか
- ・接続するのに工事費の補助はあるのか
- ・計画どおりに進め、完成が遅れないように
- ・優先区域外の地区はいつ整備するのか
- ・施設の老朽化に伴う故障や、汚臭の問題から施設の設置には反対。
- ・他地区の汚水処理を行うことは納得できない。

説明会の様子



## 下水道事業への公営企業会計の適用について

下水道課では、平成 27 年 1 月の総務省からの要請に基づき、令和 2 年 4 月から公共下水道事業への公営企業会計の適用に向けて、準備を進めています。

このたび、平成 31 年 1 月に総務省より公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが示され、公共下水道事業以外の農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業についても、公営企業会計へ移行するように新たに要請がありました。

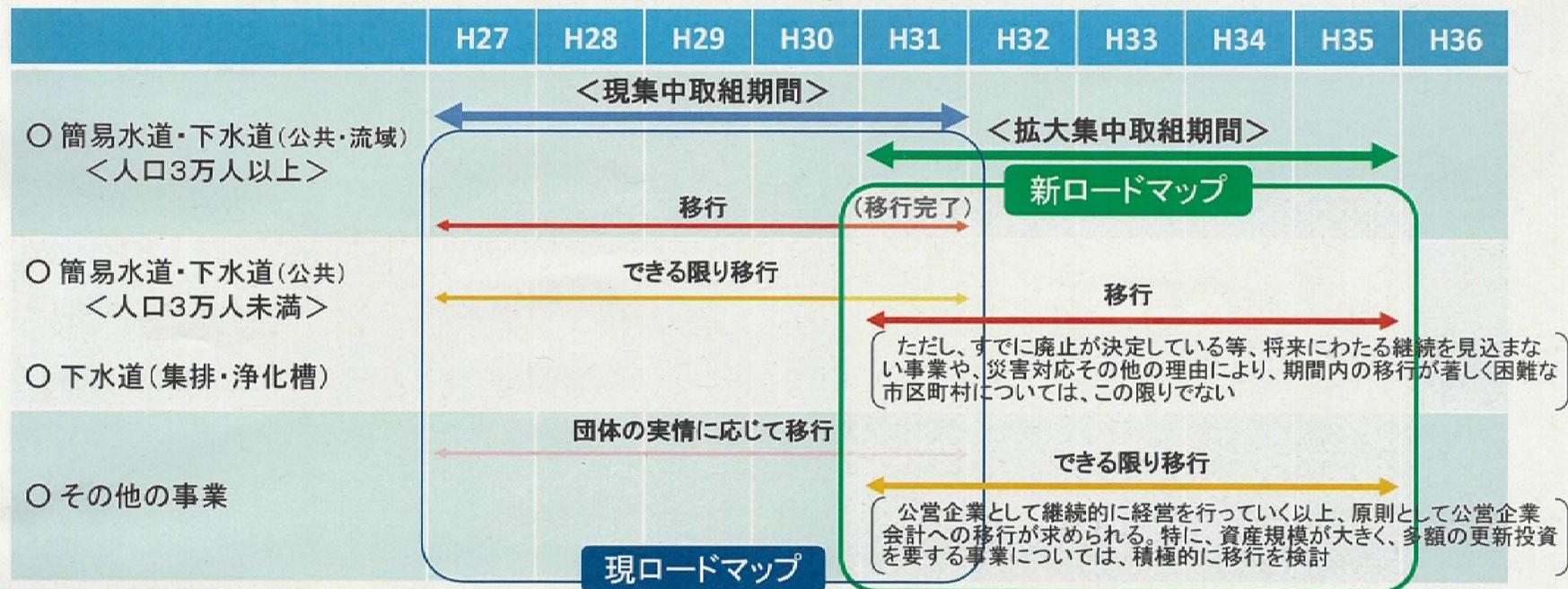
この要請を受け、浜田市においても、残る 3 つの事業に公営企業会計を適用することといたしました。

今後、関係各課と協議・調整を行い、適用の方向性を検討してまいります。

# 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月  
総務大臣通知等により要請

H31.1月  
総務大臣通知等により要請



取組の推進  
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討  
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

# 浜田市人口状況(令和元年5月末現在)

令和元年9月11日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
5月末	25,571	27,617	53,188	176	457	633	25,747	28,074	53,821
4月末	25,577	27,634	53,211	176	453	629	25,753	28,087	53,840
増減	△ 6	△ 17	△ 23	0	4	4	△ 6	△ 13	△ 19

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	5月末	4月末	増減
日本人	25,788	25,802	△ 14
複数国籍	132	132	0
外国人	436	432	4
合計	26,356	26,366	△ 10

## 3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	5月末	4月末	増減	5月末	4月末	増減
浜田	39,731	39,731	0	19,621	19,620	1
金城	4,187	4,197	△ 10	1,891	1,899	△ 8
旭	2,704	2,708	△ 4	1,333	1,334	△ 1
弥栄	1,266	1,262	4	676	672	4
三隅	5,933	5,942	△ 9	2,835	2,841	△ 6

## 4.異動事由別増減(5月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	107		3	28	138

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	90			67	157

## 5.異動事由別月別件数

異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和元年度	転入等	491	110										601	
	転出等	317	90										407	
	①社会増減	174	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	194	
	出生	28	28											56
	死亡	72	67											139
	②自然増減	△ 44	△ 39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 83
①+②	130	△ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505
①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871	
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967	

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(令和元年6月末現在)

令和元年9月11日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
6月末	25,540	27,601	53,141	167	456	623	25,707	28,057	53,764
5月末	25,571	27,617	53,188	176	457	633	25,747	28,074	53,821
増減	△ 31	△ 16	△ 47	△ 9	△ 1	△ 10	△ 40	△ 17	△ 57

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	6月末	5月末	増減
日本人	25,775	25,788	△ 13
複数国籍	130	132	△ 2
外国人	423	436	△ 13
合計	26,328	26,356	△ 28

## 3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	6月末	5月末	増減	6月末	5月末	増減
浜田	39,694	39,731	△ 37	19,602	19,621	△ 19
金城	4,185	4,187	△ 2	1,886	1,891	△ 5
旭	2,697	2,704	△ 7	1,332	1,333	△ 1
弥栄	1,265	1,266	△ 1	678	676	2
三隅	5,923	5,933	△ 10	2,830	2,835	△ 5

## 4.異動事由別増減(6月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	83		1	23	107

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	103		6	55	164

## 5.異動事由別月別件数

異動事由		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和元年度	転入等	491	110	84										685	
	転出等	317	90	109										516	
	①社会増減	174	20	△ 25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	
	出生	28	28	23											79
	死亡	72	67	55											194
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 115
	①+②	130	△ 19	△ 57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818	
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184	
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366	
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374	
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879	
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505	
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871	
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702	
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175	
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473	
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396	
	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890	
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494	
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967	

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(令和元年7月末現在)

令和元年9月11日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
7月末	25,525	27,567	53,092	165	463	628	25,690	28,030	53,720
6月末	25,540	27,601	53,141	167	456	623	25,707	28,057	53,764
増減	△ 15	△ 34	△ 49	△ 2	7	5	△ 17	△ 27	△ 44

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	7月末	6月末	増減
日本人	25,764	25,775	△ 11
複数国籍	133	130	3
外国人	424	423	1
合計	26,321	26,328	△ 7

## 3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	7月末	6月末	増減	7月末	6月末	増減
浜田	39,667	39,694	△ 27	19,597	19,602	△ 5
金城	4,176	4,185	△ 9	1,887	1,886	1
旭	2,695	2,697	△ 2	1,332	1,332	0
弥栄	1,260	1,265	△ 5	673	678	△ 5
三隅	5,922	5,923	△ 1	2,832	2,830	2

## 4.異動事由別増減(7月1日~31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	124	3	1	32	160

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	117		11	75	203

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		令和元年度	転入等	491	110	84	128							
	転出等	317	90	109	128									644
	①社会増減	174	20	△ 25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169
	出生	28	28	23	32									111
	死亡	72	67	55	75									269
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 158
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	0	0	0	0	0	0	0	0	11
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871
平成29年度	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
	①社会増減	75	△ 2	18	△ 14	△ 29	△ 35	△ 4	△ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	①+②	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

地域包括支援センター設置の考え方について

1 地域包括支援センターの業務

(1) 包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) …基本4事業	ア 総合相談支援業務 イ 権利擁護業務 ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 エ 介護予防ケアマネジメント業務→(総合事業)
(2) 包括的支援事業 (社会保障充実分) …新包括4事業	ア 在宅医療・介護連携推進事業 イ 生活支援体制整備事業 ウ 認知症総合支援事業 エ 地域ケア会議推進事業

2 センター毎の諸状況

	第1号被保険者数 (R1.7月末)	総合相談の件数 (30年度)	現行の3職種配置数 (R1.7月末)※	職員配置 基準
浜田市 地域包括支援センター			保健師 3人 社会福祉士 2人 主任介護支援 1人	A
(浜田自治区)	13,708人	1,663件		
サブセンター金城 (金城自治区)	1,681人	291件	保健師 2人	C
サブセンター旭 (旭自治区)	1,132人	297件	保健師 3人	C
サブセンター弥栄 (弥栄自治区)	626人	133件	保健師 2人	B
サブセンター三隅 (三隅自治区)	2,547人	169件	保健師 3人	D

※サブセンターの保健師は他業務と兼務あり。非常勤保健師を含む。

3 地域包括支援センター職員に係る基準(介護保険法施行規則第140条の66)

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、原則として次のとおりとすること。

保健師(それに準ずる者)1名、社会福祉士(それに準ずる者)1名、主任介護支援専門員(それに準ずる者)1名。…A

ただし、第1号被保険者数に応じ、以下の表のとおりとすることができる。

	第1号被保険者の数	配置すべき人員
B	おおむね1,000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人
C	おおむね1,000人以上2,000人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
D	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を1名及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうちのいずれか1人

※サブセンター方式の場合は全市で1センターとして扱う。

## 水道水の水質検査等について

水道水の水質管理は、定期の検査により水質の確認を行っています。

### ○管末水質検査

- ・ 毎日検査

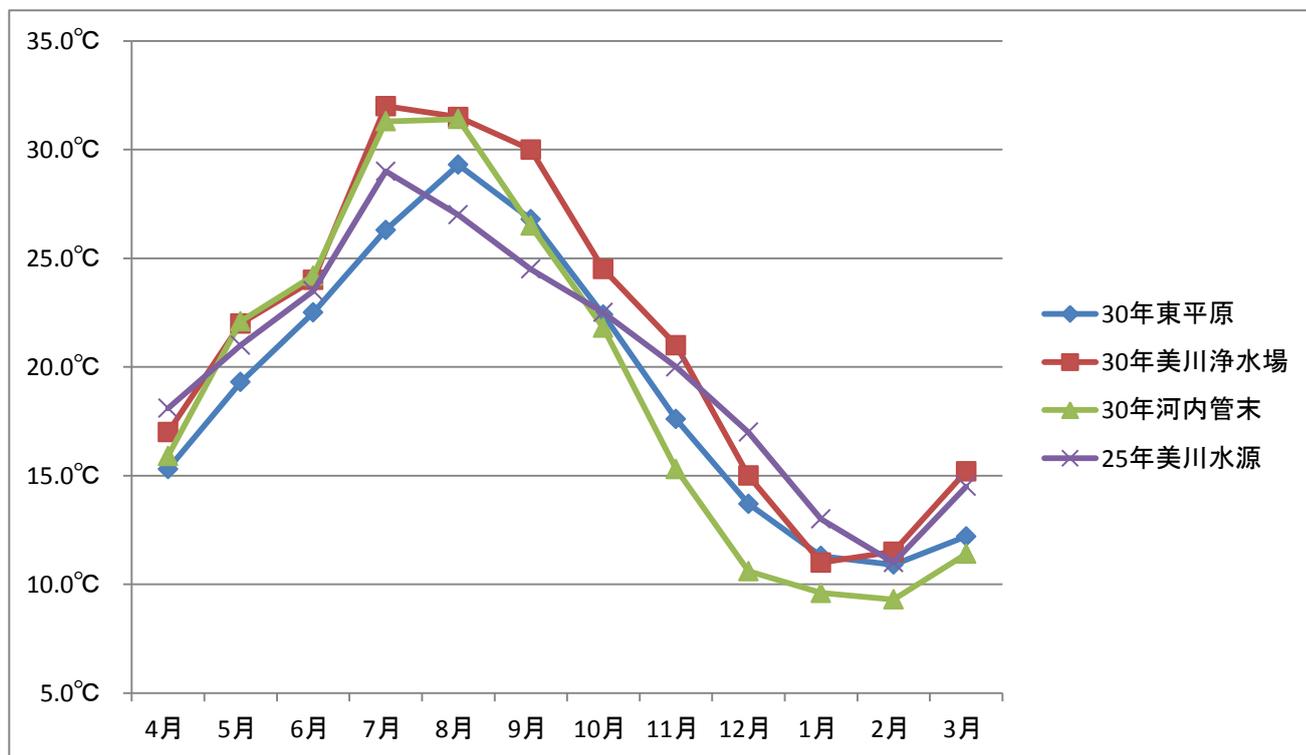
検査箇所 旧上水道エリア 6カ所 旧簡易水道エリア 15カ所

検査項目 色、濁り、消毒の残留効果

- ・ 毎月検査 水質基準の基本的項目9項目

- ・ 3か月毎検査 21項目

### ○水道水の水温



月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
30年東平原管末	15.3	19.3	22.5	26.3	29.3	26.8	22.4	17.6	13.7	11.3	10.9	12.2
30年美川浄水場	17.0	22.0	24.0	32.0	31.5	30.0	24.5	21.0	15.0	11.0	11.5	15.2
30年河内管末	15.9	22.1	24.2	31.3	31.4	26.5	21.8	15.3	10.6	9.6	9.3	11.4
25年美川水源	18.1	21.0	23.5	29.0	27.0	24.5	22.5	20.0	17.0	13.0	11.0	14.5

市街地下水道整備計画（浜田処理区）の  
 経営シミュレーションについて

市街地下水道整備計画（浜田処理区）の経営シミュレーションについて、現在の計画を報告します。

1. 試算の前提条件

- ①整備期間は、令和元年度から令和9年度とする。
- ②試算期間は、令和元年度から令和51年度（整備開始から減価償却期間）とする
- ③接続率は、全国平均値を基本とし、浜田処理区の地域の特性を考慮した。
- ④令和元年9月現在の使用料金により計算。

2. 試算結果

取得資産（単位：千円）

	令和元年度～令和9年度
総事業費	3,350,000

支出（単位：千円）

	令和元年度～令和51年度
支出総額	7,129,920
起債償還費	2,111,320
維持管理費等	1,836,100
減価償却費	3,182,500

収入（単位：千円）

	令和元年度～令和51年度
収入総額	6,028,520
使用料	2,790,720
負担金	55,300
繰入金（基準内）	1,836,065
長期前受金戻入	1,346,435

・総収入額が総支出額に対し不足する額 1,101,400 千円は、内部留保資金で補填するものとする。令和51年度末の内部留保資金累計額は、734,665 千円を見込む。

## 認知症予防の強化と早期発見についての政策提言

「自分らしく生き生きと暮らし続けるために」

令和 元 年 9 月

浜田市議会福祉環境委員会

## 1. はじめに

国の政策としても地域包括ケアシステムの構築が進められています。<sup>\*1</sup>厚生労働省によれば2025（令和7）年には、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気なことから、認知症になっても住み慣れた地域で、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みづくりが急がれます。近年、内臓疾患においては医療が進歩して長寿命化が果たされている一方で、脳機能の低下による認知症の治療法は確立しておらず、早期発見の重要性が指摘されています。高齢化と人口減少が進み、要介護認定率・介護保険料が全国でも高い浜田市において、今後も介護・医療にかかる給付費や保険料の増加が見込まれます。

福祉環境委員会では、平成16年から今日までの粘り強い取組により、認知症予防で大きな成果をあげている鳥取県琴浦町の視察調査を行いました。この事例を参考に浜田市の現状に即した認知症予防の強化を行うために官民一体となって取組む体制づくりを進めることで元気な高齢者を増やし、浜田で暮らすことの満足度を高めることが必要であると考え、「認知症予防の強化と早期発見について」政策提言を行うことといたしました。

## 2. 調査内容

平成30年	11月	15日	鳥取県琴浦町	視察
平成31年	3月	25日	政策提言について	協議
平成31年	4月	11日	政策提言について	協議（テーマの決定）
平成31年	4月	22日	政策提言について	協議
令和元年	5月	13日	担当部局との	意見交換
令和元年	6月	3日	政策提言について	協議
令和元年	6月	4日	浜田市社会福祉協議会との	意見交換会
令和元年	6月	28日	政策提言・条例提案について	協議
令和元年	7月	3日	政策提言・条例提案について	協議
令和元年	7月	22日	(仮称)浜田市診療医との	意見交換会
令和元年	7月	31日	政策提言・条例提案について	協議
令和元年	8月	5日	政策討論会	
令和元年	8月	26日	認知症の人と家族の会との	意見交換会
令和元年	8月	29日	政策提言について	協議
令和元年	9月	11日	政策提言について	最終協議

## 3. 浜田市の現状と課題

浜田市は認知症予防や介護予防、健康寿命の延伸などの事業を進めています。昨年度からは統括保健師を配置し、また、本年度からは「はまだ健康チャレンジ事業」を開始するなど、健康・医療施策に期待をするところです。しかしながら、現状として今ある事業の成果が、あまり見えていないことが課題と考えます。介

介護認定を受けている人の6割以上が認知症を発症していることから、介護認定率の増加に認知症が大きく影響していることが窺えます。認知症サポーター養成講座は開催され、受講者も増加している一方で、受講地区や受講者に偏りが見受けられます。また、1回の受講だけでは理解が難しく、受講者がサポーターとして地域で実践するには不十分だと考えます。

さらに、認知症の早期発見につながる検査等の機会が少なく、介護予防教室や地区サロンなどが実施されていますが、共通のプログラムは無く、これまでどのように検証をされてきたか明確ではありません。現状として認知症に対する正しい知識と、支え合いの意識の醸成はまだ進んでいないと考えます。

#### 4. 先進自治体の取組

鳥取県琴浦町では、認知症の普及啓発と早期発見のために、65歳以上で介護未認定の方を対象に「ひらめきはつらつ教室」（講演、介護予防体操、タッチパネル式コンピューターを用いた1次<sup>※2</sup>スクリーニング法「物忘れ相談プログラム」）を実施し、結果によっては2次検査（<sup>※3</sup>TDAS検査）を行い、必要に応じて医師の診断を仰ぐ仕組みが構築されています。

また、TDAS検査の結果により、介護予防教室「はればれ」（TDAS検査で7～13点の人を対象に毎週1回）と「いきがい」（TDAS検査で6点以下の人を対象に2週に1回）では、認知症予防・転倒予防、閉じこもり予防が必要な人を対象に、血圧測定、健康チェック、健康体操、レクリエーション、頭の体操、口腔体操などを継続して実施することにより介護認定率や介護保険料の低減に寄与しています。

このような取組が進められたのは、関係者の熱意と住民の認知症に対する理解と支え合いの意識が高まったことによる成果だと考えます。

#### 5. 提言事項

##### (1) 認知症の理解と普及啓発・早期発見

認知症の早期発見のために「ひらめきはつらつ教室」のような場を提供し、そこから改善や予防に発展させる仕組みづくりが必要です。このような教室は、<sup>※4</sup>フレイル予防・<sup>※5</sup>ロコモティブシンドローム予防など、運動機能・栄養・社会参加の3本柱を中心とした介護予防をしっかりと進めるためにも、効果的な場の提供であると考えます。

また、タッチパネル・TDAS検査や保健師等の専門職による問診に加え、家族や近隣住民の気付きにつなげるため、幅広い地域で認知症サポーター養成講座やセミナーなどを開催して、多くの市民に認知症に対する正しい知識・理解を深める機会を提供することが求められています。また、若年性の認知症も増加していることから、幼少期から中年期の市民に対しても啓発を行うために、全学校や企業でサポーター養成講座を実施し、地域にも積極的に開催の呼びかけを行うことが重要だと考えます。併せて認知症の手引きの配布やケーブルテレビでの啓発を行うなど、早期発見と普及啓発の取組を提案いたします。

- ① **社会参加を促すため**、ふくっぴーサロンや高齢者サロンなどの集いの場をさらに増やし、早期発見・治療につなげるためにタッチパネル式の認知症簡易検査（無料アプリ等の活用含め）を導入して、早期発見・治療につなげる。また、検査の結果に応じて開催回数を増やすなどの対策を行い、栄養指導や口腔指導、頭の体操や軽運動を実施する。
- ② 認知症サポーター養成講座を全市で開催し、各種団体や企業・学校などでの開催を積極的に要請する。また、量的に養成するだけでなく、活動の任意性を担保しながら、認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、養成講座の修了者が復習も兼ねて学習する機会を設け、地域で実践できる体制づくりを行う。
- ③ 認知症の症状や対応方法を分かり易く解説したコンパクトな手引書きの配布、SNSやケーブルテレビ等を活用した啓発を行う。

## (2) 相談・見守り体制の整備

地域包括支援センターの相談窓口は設置されていますが、周知が十分とは言えません。窓口の周知と相談ホットラインのような、本人や家族が気軽に相談できる体制の整備とホームページ上で認知症の相談機関の情報や予防法が手軽に分かるサイトの立ち上げも必要だと考えます。また、すでに行われていますが、家族だけでなく近隣住民からの情報提供によって、保健師・看護師が自宅を訪問し、認知症の早期発見につながるケースもあることから、今ある支援の周知の強化も併せて提案いたします。

- ① ホームページや各種媒体を活用した相談窓口の周知と体制の整備、予防法や対応の仕方が分かる**認知症単独**のサイトの立ち上げと運営を行う。
- ② 認知症初期集中支援チームの体制強化や、すこやか員と保健委員の**役割の明確化**を図る。また、それらの委員、福祉委員及び食生活改善推進員などの既存団体の**連携**を強化する。
- ③ **悩みや経験を共有し気軽に相談できる認知症カフェなどの場**の提供、設置及び運営に対する支援を行う。

※1 厚生労働省-認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)から抜粋

※2 スクリーニング法 : 早期発見・早期治療につなげるための検査

※3 TDAS検査 : タッチパネル式コンピューターを用いる方法で、専門職の臨床心理士が不在でも検査が可能。所要時間は10分から20分程度で、15点満点中6点以下は正常範囲、7点から13点だとMCI(軽度認知症)、14点以上だと認知症の疑いがある。

※4 フレイル : 加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねることで生じやすい衰え全般を指す。

※5 ロコモティブシンドローム(運動器症候群) : 骨、関節、筋肉などの「運動器」に障害が起こり、立ち歩いたりしづらくなった状態。